平成２８年（フ）第２０７号
岡山市中区倉田532―８ムサシノビル西301、住民票上の住所岡山市北区葵町６番23号
債務者　長井　光男
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３６３号
千葉県富里市七栄147番地11
破産者　野老　信重
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
青森市新町２丁目８番12号
破産者　株式会社千葉室内
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
千葉県八街市東吉田635番地15
破産者　武藤　　勇
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５６５号
東京都青梅市河辺町６丁目17番地の21
破産者　清田　光雄
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２９４号
京都市南区久世殿城町575番地の３
破産者　乙訓運送株式会社
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０号
山形県酒田市砂越字楯之内122番地
破産者　佐藤美智子
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３１号
福岡県飯塚市潤野145番地36
破産者　梶原　修次
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第５９号
札幌市豊平区中の島１条１丁目２番７号　カサパラシオン中の島202号
破産者　簗田　修二
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
岐阜県可児市広見1729番地１　メゾン・アルカディア205、前住所岐阜県高山市七日町３丁目64番地　ひらのハイツ102号
破産者　永澤　裕幸
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３４５号
大分市大字賀来2838番地
破産者　村上　宏美
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１００号
福島県郡山市方八町２丁目14番23号　第二武田マンション103号
破産者　伴　　里江
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
横浜市緑区三保町2562番地　レオパレスＷＡＫＡＢＡ105号
破産者　卜藏　正美
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４６号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ671
破産者　栗栖　　哲
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６０号
京都市伏見区深草仙石屋敷町８―１　カーサエスペランサ203号、住民票上の住所京都市伏見区深草森吉町24番地
破産者　砂川設備こと　砂川　文孝
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
大分市大字東明野1371番地の79
破産者　亀井みどり
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第８２６号
大阪市城東区成育２丁目11番25号　フォートイン99　303
破産者　杉村　福男
1　破産債権の届出期間　平成28年７月14日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午後２時
平成28年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部